山口県最低生計費試算調査結果報告書一山口市在住子育て世帯(年代別)

2020年1月30日

山口県労働組合総連合・山口県労連非正規部会 山口県公務・公共業務労働組合共闘会議 監修:中澤秀一(静岡県立大学准教授)

はじめに

わたしたちは、「山口県における健康で文化的な暮らしを送るための費用」をより明確な数字で提示」するために、最低生計費試算調査を実施した。この調査は、①最低賃金額の引き上げと全国一律制度への改正の強い根拠を示すとともに、②春闘の賃金討議の素材(特に各年代で具体的にどのくらい生活費が必要なのかを明らかにできる)を示す、③公契約運動推進においての賃金設定の基礎となる考え方を示す、④人事院の「標準生計費」に対する批判の根拠を示す、⑤賃金と社会保障の関係を考える手がかりを示す等、さまざまな成果も期待されている。

第1弾として 2019 年 5 月に報告した若年単身世帯に続き、今回、**年代別の子育て世帯**の報告を行う。 この報告を、貧困と格差の拡大や、地方経済の衰退などの諸問題解決の出発点としていきたい。

1. 調査の概要

最低生計費試算調査の目的は、生活実態調査や持ち物財調査等を実施し、それらの調査結果と他の統計 資料を組み合わせて、世帯モデルごとに、生活に必要な費目を積み上げた、「健康で文化的な最低限度の 生活」を送るための最低生計費を算出することである。

今回実施された調査は、以下の3つの調査である。

①生活実態調査:調査対象者とその世帯の大まかな生活実態を把握し、最低生計費を試算する基礎資料とした(調査時期は2018年11月~2019年3月)。

②持ち物財調査:生活実態調査の際に、調査対象世帯がふだん使いしている物とその数量をすべて記入 してもらい、最低限度の生活を営むための必需品を決める際の基礎資料とした。

③価格(市場)調査:最低生計費の試算対象となる世帯モデルの居住地域(山口市)において、家賃や手持ち財調査で設定した必需品などの価格調査を実施した(主な調査時期は2019年5月と2019年9月。2019年10月の消費増税前の価格で調査した)。

これらの3調査に統計資料を利用した食費、光熱・水道費、通信費、教育費などの試算結果を組み合わせて、最低生計費の試算を行った。試算にあたっては、後述のように対象となる世帯モデル(夫婦と未婚子2人からなる世帯モデル)を設定した。

2018 年 11 月から県労連に加盟する各労働組合で主に組合員に向けてアンケート票の配布を開始し、2019 年 3 月末日で 2,029 部を回収した(配布数 10,000 部:回収率 20%)。このうち、試算対象となる 30 代夫婦と未婚子からなる世帯(以下、30 代世帯と略)の回答数は 208 部、40 代夫婦と未婚子からなる世帯(以下、50 代世帯と略)の回答数は 368 部、50 代夫婦と未婚子からなる世帯(以下、50 代世帯と略)の回答数は 207 部であった。なお、夫婦の世代は、回答者(夫または妻)の年齢で区別している。

2. 算定の対象となる世帯モデルと居住地域

最低生計費の試算対象となる世帯モデルと居住地域を設定する際には、①生活実熊調査結果をできる だけ反映すること、②世帯モデルごとの条件をできるだけそろえること、③過去や他地域の調査で設定 された世帯モデルを参考にすること、④地域(山口県や山口市など)における家族の就労生活状況をでき るだけ反映すること、⑤試算が複雑になりすぎないようにすること、以上の諸点を考慮した。

(1)対象となる世帯モデルー夫婦と未婚子2人からなる世帯モデル

夫は各年代とも正規従業員とし、妻は非正規従業員とした。平成 27 (2015) 年国勢調査の就業状態等 基本集計(第3-1表)において、山口県内の有配偶者の従業上の地位は表1のとおりだからである。

山口県における有配偶者の従業上の地位(単位:人、国勢調査 就業状態等基本集計より)

			雇用者	正規率	非正規率	
			正規の	ハ゜ート・アルハ゛イト	(%)	,正况 本 (%)
			職員・従業員	・その他	(70)	(70)
	30~39 歳	35, 938	34, 977	673	97. 3%	1. 9%
男性	40~49 歳	47, 067	45, 942	765	97. 6%	1. 6%
	50~59 歳	44, 621	42, 724	1, 514	95. 7%	3. 4%
	30~39 歳	26, 618	11, 842	14, 248	44. 5%	53. 5%
女性	40~49 歳	41, 783	16, 425	24, 591	39. 3%	58. 9%
	50~59 歳	38, 762	15, 973	22, 218	41. 2%	57. 3%

1)賃金の設定

各世帯モデルの非消費支出(社会保険料と税額)を算出するには、それぞれの夫婦の収入がわかってい なければならない (子は夫の扶養家族とした)。

年代別の夫(正規従業員)の収入は、「平成30年賃金構造基本統計調査 都道府県別第1表 年齢階級 別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」より、一般労働者、男性、 企業規模 10-99 人、100-999 人の単純平均で「30 歳代」の所定内給与額 255,850 円、年間賞与その他特 別給与額 685, 550 円。「40 歳代」の所定内給与額 305, 050 円、年間賞与その他特別給与額 910, 825 円。「50 歳代」の所定内給与額 329,300 円、年間賞与その他特別給与額 1,004,150 円であることから、**表 2 のよ**

うに設定した。妻(非正規従業員)

の収入は、上記調査より女性 (短時 表2 夫婦の賃金設定 間労働者、年齢区分別データなし) は月 15.9 日、1 日 5.2 時間、時給 967 円、賞与等 4.41 万円であることか ら、各年代とも年収80万円で、夫の 扶養家族とした(表2)。

	月額賃金	一時金(年間)	年収
30 代世帯、夫	26 万円	68 万円	380 万円
40 代世帯、夫	31 万円	91 万円	463 万円
50 代世帯、夫	33 万円	100 万円	496 万円
各世帯、妻	_	_	80 万円

2)子どもの年齢設定等

- 30 代世帯の子どもは小学生(公立)と幼稚園児(公立)と想定する。なお、食料費などを試算する際の子どもの年齢と性は、小学3・4年生女性(8~9歳)、幼稚園児男性(3~5歳)とした。未就学児を公立幼稚園児としたのは、30 代夫婦でデータ的には保育園に通う子が多いものの、山口県の計画は幼稚園と保育園がほぼ同数であり、また、妻が非正規従業員であることからして、幼稚園とした。
- **40 代世帯の子どもは中学生(公立)と小学生(公立)**と想定する。なお、食料費などを試算する際の子どもの年齢と性は、中学1~3年生男性(12~14歳)、小学3・4年生女性(8~9歳)とした。
- **50 代世帯の子どもは大学生(山口市内の国公立大学に自宅から通学)と高校生(公立)**と想定する。 なお、食料費などを試算する際の子どもの年齢と性は、大学生男性(18~21 歳)、高校 1~3 年生女性(15~17 歳)とした。

表3 子どもの設定

30 代世帯	40 代世帯	50 代世帯
公立小学 3-4 年・女(8-9 歳)	公立中 1-3 年・男 (12-14 歳)	市内国公立大学(自宅通学)・男
幼稚園・男(3-5歳)	公立小学 3-4 年・女 (8-9 歳)	公立高・女

(2)居住地域

若年単身世帯で設定した山口市大内地区は子育てにも不便はないため子育て世帯においても採用した。

3. 算定の方法

今回の最低生計費試算調査は、金澤誠一氏(佛教大学名誉教授)の監修のもとで行われた「首都圏最低生計費試算調査」(2008 年 4 月~6 月実施、2,039 ケース集約)・「東北地方最低生計費試算調査」(2009 年 5 月~6 月実施、1,615 ケース集約)などの調査方法を、若干の修正を加えながらも基本的には踏襲して実施されたものである。調査方法を大幅に変えてしまうと、従前の調査との比較が困難となってしまうからである。

1)持ち物財調査について

「持ち物財調査」において空欄があまりに多いなど、データとして有用ではない。そこで、①「家事雑貨類」のうち「茶碗類」、「洋皿類」、「和皿類」、「グラス類」、「スプーン・ナイフ類」の単純合計が10未満の場合(ただし、単身世帯については10未満でも有用と判断した)。または、②「被服・履物」の単純合計が10未満の場合には、該当する回答者の「持ち物財調査」の結果について、集計から除外した。なお、「生活実態調査」については、各項目の「無回答者」数は少なく、そのような処理は必要ないと判断し、除外せず集計した。

この基準を適用した結果、「**持ち物財調査」については 30 代世帯で 183 ケース、40 代世帯で 343 ケース、50 代世帯で 194 ケース**の有用なデータを用いて分析した。

家具・家事用品、被服及び履物、教育娯楽耐久財、書籍・他の刊行物、教養娯楽用品、理美容用品、身の回り用品などは、持ち物財調査にもとづいて、**原則 7 割以上の保有率の物を生活するのに最低限必要な物(必需品)**と考え、それぞれの費目ごとに積み上げて算定した。7 割以上を原則とする(いいかえれば、7 割未満でも必需品とする場合がある)のは、以下の理由による。持ち物財によっては、代替品が多

く、保有率が7割に達しない場合がある。例えば、ストーブの場合、電気ストーブ・石油ストーブ・ガス ストーブに保有が分散し、いずれも 7 割に達しないが、これらを合計すると 7 割を超えている。このよ うな場合には、その中の最も保有率の高いもの、あるいは合意形成会議での聞き取りなどにより特定し たものを必需品としている。さらに、本箱・本棚、目覚まし時計、ヘルメットなどで、保有率が7割に達 しない場合でも、当該世帯モデルで当然保有していると考えられるものは、合意形成会議の検討を経て、 必需品とした。

持ち物財の数量 (消費量) については、原則として、少ないほうから数えて合計 3 割の人が保有する数 を算定基準とした。 ただし、データの30代~50代世帯の人数は、当該世帯モデルの人数(4人)より少 ない場合も含まれているため、この算定基準では数量が過少となることがある(たとえば、4人分の敷き 布団が必要なのに3人分と算定されてしまう)。したがって、明らかに数量が過少な品目については、世 帯モデルに照らして修正した。

持ち物財の使用年数については、国税庁「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表(耐用年数 表) およびクリーニング事故賠償問題協議会「クリーニング事故賠償基準」(2015 年 4 月 1 日改訂、10 月 1 日施行、以下「基準」と略記)の「平均使用年数」を参考にした。なお、「平均使用年数」は同じ品目 でも品種や用途等が異なる場合、原則として長い年数を、素材が異なる場合、「その他」の年数を用いた。

2)価格調査について

持ち物財のうち、家庭雑貨、耐久財、洋服について、生活実態調査で購入場所を質問した。これによれ ば、世帯類型により多少の違いは認められるが、各購入場所について大きな差は見られず、2019年5月と 9月に市内の大手スーパーや家電量販店などで価格調査を行った。

価格調査は、各必需品についてその店の最低価格、最多・標準価格、最高価格を調べた。当該品目が調査 対象の店で販売されていない場合は、ネット通販等で価格を調査した。被服・履物・自転車など大人用と 子ども(幼児と小学生)用で異なる品目については、子ども用品の価格を調べた。

なお、世帯のモデルの設定や、持ち物剤の数量・価格等は、世帯モデルに該当する組合員を中心に計 2 回の会議(「合意形成会議」)を行い、一般労働者の意見を反映させている。

4. 最低生計費の試算

(1)食費の算定

「健康的な生活」を送るための基礎は食事であり、必要とされるエネルギー摂取量を満たすとともに、 栄養バランスも配慮されなければならない。そこで、香川芳子監修『食品成分表 2018 資料編』(女子栄 養大学出版部、2018 年)にもとづき、試算対象世帯モデルに対応する**年齢層と性別の1日の推定エネル ギー必要量**(k カロリー)と、「4 つの食品群の年齢別・性別・身体活動レベル別食品構成(1 人 1 日当た りの重量=g)」(香川芳子・女子栄養大学教授案、推定エネルギー必要量の95%で構成)にもとづいて**必** 要な栄養を満たすように(表4)、食費を試算した。

^{1 30}代~50代世帯(回答者)のほとんどが「正規職員・従業員」であり、非正規従業員に比べて平均収入が高いため、持ち物財の数量 も多いと思われる。このことを修正するために、「下から3割」の数量を算定基準とした。また、貧困率の指標の一つである相対的貧困 率も等価可処分所得の中央値の半分を貧困線としており、この点からも「下から3割」を算定基準とすることに妥当性があろう。な お、回答者の多数が非正規従業員の場合には、「下から3割」でなく、たとえば、平均値や最頻値などを基準に算定すべきと考える。

表 4 年齢別・性別の推定エネルギー必要量と食品構成

				エネルギー必要量を満たすための食品構成(g)										
				ー 日 日	第 1	群	第 2	2 群		第3群			第4群	
年齢 (歳)	性別	摘要	1の必要量	乳·乳製品	卯	魚 介 · 肉	豆・ 豆製品	野菜・海藻	い も 類	果 物	榖 類	砂 糖	油脂	
3~5	男	幼	1, 300	250	30	60	60	240	60	150	170	5	10	
8~9	女	小	1, 700	330	50	80	80	300	60	200	220	10	15	
12~14	男	中	2, 600	400	50	160	100	350	100	200	360	10	25	
15~17	女	高	2, 300	330	50	120	80	350	100	200	320	10	25	
18~29	男	大	2, 650	300	50	140	80	350	100	200	400	10	30	
30~49	男	3040夫	2, 650	250	50	140	80	350	100	200	400	10	30	
30~49	女	3040妻	2, 000	250	50	100	80	350	100	200	270	10	20	
50~69	男	⑩夫	2, 450	250	50	140	80	350	100	200	370	10	25	
50~69	女	50妻	1, 900	250	50	100	80	350	100	200	260	10	15	

注)エネルギー必要量は、身体活動レベルⅡ (ふつう) の数値である。

各費目の単価については、総務省「家計調査 2018年」(品目分類、全国、二人以上世帯の年間収入が最も低い第 I 五分位階層)の各費目の購入数量及び 100g 当たりの平均価格から、4 つの食品群の食品ごとに各構成品目の加重平均によって計算した消費単価を用いた(表 5、ただし嗜好品については、100kcal 当たりの価格で算出)²。

また、香川氏の試案にもとづきエネルギー必要量の1割は嗜好品でまかなうようにするため、1日の必要熱量の90%を満たすように換算し、それに嗜好品(必要熱量の10%)を加えた金額を算出した(表6)。

表 5 4つの食品群別食品と嗜好品の消費単価 (100g当たり、嗜好品は100kcal 当たり)

	第1群	乳·乳製品	24. 85	円
	第)研	动	26. 09	円
	第2群	魚介・肉	151. 38	円
	第 2 矸	豆·豆製品	19. 06	円
食品群	第3群	野菜・海藻	39. 97	円
及四件		いも類	26. 57	円
		果物	43. 46	田
		穀類	45. 28	円
		砂糖	25. 28	田
		油脂	44. 35	円
嗜妇	好品 (飲料	・酒類)	74. 93	円

 $^{^2}$ 年間収入階層が高くなるほど、より高級な食材を使ったり贅沢品を食べたりするために、消費単価が高くなると思われる。食料費の最低限を、最も安価で必要な栄養を摂取できるところで決めるべきとするならば、年間収入の最も低い第 I 五分位階層により消費単価を算出することが妥当であろう。

表 6 1日に必要なエネルギー量を満たすための金額(単位:円)

/_ # Δ	h4- ロロ	+ + - 	必要エネルギーの	必要エネルギーの 90%の	必要エネルギーの 10%の	1 日の必要量ための
年齢	性別	摘要	95%のための金額	ための金額	ための嗜好品金額	金額
3~5	男	幼	431. 95	409. 21	97. 41	506. 62
8~9	女	/J\	562. 97	533. 34	127. 38	660. 71
12~14	男	中	803. 71	761. 41	194. 81	956. 22
15~17	女	高	703. 84	666. 80	172. 33	839. 13
18~29	男	大	765. 10	724. 83	198. 56	923. 39
30~49	男	3040夫	624. 30	591. 44	146. 11	737. 55
30~49	女	3040妻	752. 68	713. 06	198. 56	911. 62
50~69	男	⑩夫	628. 83	595. 73	149. 85	745. 59
50~69	女	⑩妻	736. 88	698. 09	183. 57	881. 67

もっとも、各人がすべて家で食事をしているのではなく、実際には、食事の一部に外食(会食や学校給食など)が含まれているし、食べ残しもあるので、このことを考慮しなければならない。

そこで、**昼食について、生活実態調査**の結果、それぞれどこでどのような食事の仕方をしているのかにもとづいて食費を計算した(**朝食・夕食については、基本的に家で食べる**ものと想定した)。昼食に自宅から弁当を持参する場合は家で食事をしたものとし、外食(職場の食堂利用や弁当購入などを含む)については、コンビニ弁当を購入するものとしてエネルギー量と費用を設定した(表 7)。また、仕事の帰りや休日のお酒や会食については、その典型的な内容とエネルギー量を設定し(表 8)、生活実態調査の結果から、その回数と費用にもとづいて算定した。給食についても、幼稚園・小学校・中学校における給食のエネルギー量と費用を調べて計算した(表 7)。

なお、家での食事の場合、食べ残しの**廃棄率を 5%**と想定した。こうして、最終的に 1 か月(30 日分)の食料費を求めた。

表7 昼食の態様

摘要	態様	熱量	金額	備考
幼	給食	500	月額 3, 900 円	年間実施日数 158 日(週 4 回:1 日は弁当持参とする)
/]\	給食	640	1食255円	実施日数 180 日(月当たり 3,825 円)
中	給食	820	1食310円	実施日数 180 日(月当たり 4,650 円)
高	弁当			
大	大学生学食	890	1食420円	ランチ A セット 年間 180 日(月当たり 6, 300 円)
30夫	コンビニ・スーパー弁当	730	400 円	月に8日購入(月当たり3,200円)
⑩夫	コンビニ・スーパー弁当	600	350円	40代:月に8日購入(月当たり2,800円)
⑩夫	コンビニ・スーパー弁当	600	350円	50 代:月に 10 日購入(月当たり 3, 500 円)
妻	家で食べる			

注1) 熱量は1食あたりのエネルギー量(単位:kカロリー)。

注2) 夫はコンビニ・スーパーで買う以外の日は弁当を持参している。

注 3) 幼稚園給食のエネルギー量は、文部省体育局長通達「幼稚園における給食の実施について」(1961 年 3 月 31 日)より。

注 4) 小学校および中学校給食の費用、エネルギー量等は、山口市ホームページ等による。

表8 会食(外食)の内容と1回のエネルギー量(夫婦と子ども)

摘要	回数	金額	内容()内はエネルギー量(単位 k カロリー)	熱量
幼、小	1 回	500	キッズカレープレート(600)、オレンジジュース(102)	702
中、高、妻	1 回	1, 000	ハンバーグステーキランチ(712)、レモンティー(140)	852
大	2 回	2. 500	チキンチキンごぼう (130)、刺身盛り合わせ (220)、鶏から揚げ (400)、海鮮	1 014
⑩夫	2 ഥ	2, 500	太巻き(104)、ビール(中ジョッキ:160)	1, 014
@@+	o 🗔	3. 000	チキンチキンごぼう (130)、刺身盛り合わせ (220)、鶏から揚げ (400)、海鮮	1 174
3040夫	2 回	3, 000	太巻き(104)、ビール(中ジョッキ2杯:160×2)	1, 174

注)回数は月あたり。金額は1回あたり。熱量は1食あたりのエネルギー量(単位:kカロリー)。

その結果、30 代世帯では食費が月あたり 98, 088 円(表 9)、40 代世帯では 111, 379 円(表 10)、50 代世帯では 119, 465 円(表 11) となった。

表 9 30 代世帯の食費

		月カロリー	カロリー	金額	回数	金額/回	熱量
	家・弁当持参		71, 312	24, 532	_	_	_
+	昼食 (購買分)	79, 500	5, 840	3, 200	8	400	730
夫	会食		2, 348	6, 000	2	3, 000	1, 174
	廃棄分		3, 566	1, 227		_	_
	家・弁当持参		58, 296	21, 732	1		_
妻	昼食(購買分)	60, 000	0	0	0	0	0
安	会食		1, 704	2, 000	2	1, 000	852
	廃棄分		2, 915	1, 087	1		_
	家・弁当持参		40, 698	15, 817	1	1	_
/]\	昼食(購買分)	51, 000	9, 600	3, 825	-	255	640
,,,	会食		702	500	1	500	702
	廃棄分		2, 035	791	1	1	_
	家・弁当持参		31, 715	12, 359	1	1	_
幼	昼食(購買分)	39, 000	6, 583	3, 900	ı	1	500
4)]	会食		702	500	1	500	702
	廃棄分		1, 586	618		1	_
小計				98, 088			

表 10 40 代世帯の食費

		月カロリー	カロリー	金額	回数	金額/回	熱量
	家・弁当持参		72, 352	24, 890	_	_	_
夫	昼食(購買分)	79, 500	4, 800	2, 800	8	350	600
<u> </u>	会食		2, 348	6, 000	2	3, 000	1, 174
	廃棄分		3, 618	1, 244	_	_	_
妻	30 代世帯	・妻と同村		24, 819	30 代世帯・妻と同様		
	家・弁当持参		64, 848	23, 850	1	1	_
中	昼食(購買分)	78, 000	12, 300	4, 650	180	310	820
	会食		852	1, 000	1	1, 000	852
	廃棄分		3, 242	1, 192	_		_
小	小 30代世帯、小学生と同様			20, 933	30 代t	世帯・小学生	と同様
小計				111, 379			

表 11 50 代世帯の食費

		月カロリー	カロリー	金額	回数	金額/回	熱量
	家・弁当持参	73, 500	65, 472	23, 561	_	_	_
夫	昼食(購買分)		6, 000	3, 500	10	350	600
大 	会食		2, 028	5, 000	2	2, 500	1014
	廃棄分	3, 274		1, 178		1	
	家・弁当持参	57, 000	55, 296	21, 295	1	1	1
妻	昼食(購買分)		0	0	0	0	0
女 	会食		1, 704	2, 000	2	1, 000	852
	廃棄分	2, 765		1, 065		1	
	家・弁当持参	79, 500	64, 122	22, 343	1	l	1
大	昼食(購買分)		13, 350	6, 300	180	420	890
	会食		2, 028	5, 000	2	2, 500	1, 014
	廃棄分	3, 206		1, 117	1	l	1
	家・弁当持参	69, 000	68, 148	24, 863	1	1	1
高	昼食(購買分)		0	0	0	0	0
同	会食		852	1, 000	1	1, 000	852
	廃棄分	3, 407		1, 243		_	
小計				119, 465			

(2)住居費の算定

住居費については、民間借家を想定して試算した。居住面積については、国土交通省「住生活基本計画

(全国計画)」(2011年3月15日閣議決定、計画期間は2010年度から2020年度)による「最低居住面積水準」にもとづき、「30代世帯」・42.5㎡、「40代世帯」47.5㎡、「50代世帯」・50㎡とした。

家賃については、山口市大内地区にある民間賃貸住宅の家賃をインターネットの「不動産・住宅サイト」により調査したところ、下記のとおりであった。「築 34 年以下」としたのは、建築基準法による現在の耐震基準が 1981 年 6 月 1 日に導入されたことを考慮したためである。

 $42.5 \,\mathrm{m}^2 \sim 45 \,\mathrm{m}^2$ の民間賃貸アパート・マンション(間取り $2\mathrm{LDK} \cdot 3\mathrm{DK}$ で $46 \,\mathrm{H}$ 族当)では、家賃の最低が $3.2 \,\mathrm{万円}$ 、最高が $5.9 \,\mathrm{万円}$ で、下から $3 \,\mathrm{B}$ 程度の物件は $4.0 \,\mathrm{万円}$ であった。 $47.5 \,\mathrm{m}^2 \sim 50 \,\mathrm{m}^2$ の民間賃貸アパート・マンション(間取り $3\mathrm{DK}$ で $28 \,\mathrm{H}$ 該当)では、家賃が $3.3 \,\mathrm{万円}$ から $6.0 \,\mathrm{万円}$ で、下から $3 \,\mathrm{B}$ 程度の物件は約 $4.35 \,\mathrm{万円}$ であった。 $50 \,\mathrm{m}^2 \sim 55 \,\mathrm{m}^2$ の民間賃貸アパート・マンション(間取り $3\mathrm{DK}$ で $32 \,\mathrm{H}$ 該当)では、家賃が $3.5 \,\mathrm{万円}$ から $6.2 \,\mathrm{万円}$ で、下から $3 \,\mathrm{B}$ 程度の物件は $4.5 \,\mathrm{万円}$ であった。

以上の結果をもとに合意形成会議で **30 代世帯・4.0 万円、40 代世帯、50 代世帯はともに 4.35 万円**とした。

また、近年では、保証人を立てる代わりに保証会社への加入が必須である物件がほとんどであり、**保証料として毎月家賃の1%**を支払うものとした。**更新料**についても、生活実態調査をもとに**2年に1回、家賃の半額**を支払うものと設定した。

(3)水道・光熱費の算定

光熱・水道費については、総 務省「平成26(2014)年全国消費 実態調査」(5年に1回の調査) を用い、2018年12月時点にお ける「山口市消費者物価指数」 を考慮して算定する。

30代~50代世帯モデルの場合には、同調査(2人以上世帯のうち勤労者世帯)より、世帯類型別・年間収入階級別の1世帯当たり1か月の光熱・水道費(全国)および山口県の同じ世帯類型別1世帯当たり1か月間の当該支出額を用いて年収別に推計した(表12)。

表 12 山口県における1世帯当たり1か月間の光熱・水道費の推計 (単位:円、全国消費実態調査より)

	400 万円以上	500 万円以上	500 万円以上
世帯の年間収入階級	500 万円未満	600 万円未満	600 万円未満
	(30 代世帯)	(40 代世帯)	(50 代世帯)
光熱水道費(全国)	19, 374	20, 173	20, 615
"(山口県)	17, 431	18, 150	18, 548
同物価上昇率を加味	17, 971	18, 713	19, 123

注)世帯の年間収入階級は、妻や高校生・大学生がパートやアルバイトで就労している場合も考慮し、非消費支出を算定する際に設定した夫の年収より多い階級、つまり、30代と40代世帯モデルは500~600万円未満、50代世帯モデルは600~800万円未満層で光熱・水道費を推計した。なお、2014年(年平均指数=1)に比べた光熱・水道費の物価指数を1,031として計算した。

(4)家具・家事用品の算定

1)設備機器

設備機器である「温水洗浄便座」については、持ち物財調査において所持率が高いものの、設定モデル が賃貸物件に居住しているため、不要(すでに設置されている)とした。

表 13 設備機器の算定

品目	世帯	合意価格	所持数	使用年数	月価格	備考
温水洗浄便座	304050	_	_	_	_	賃貸なので不要
小計		30 代、	40代、50	代世帯	0	

注1)表中、丸数字はその世帯の年代を示す。以下同様。

2)家庭用耐久財

「電気洗濯機」は、30代世帯は洗濯容量 6.0kg、40代・50代は 8.0km とするなど、家族構成によって必要とする性能等が異なる品目については、合意形成会議で基準を設定したうえで、それぞれ価格調査を行った。なお、各品目の月価格の合計金額と小計の金額は、端数処理のため必ずしも一致しない(以下同様)。

表 14 家庭用耐久財の算定

品目	世帯	合意価格	所持数	使用年数	月価格	備考
電子・ガスレンジ	30	24, 800	1	6	344	オーブンレンジ、20 👯
电丁・ガスレンフ	4050	30, 750	'	0 1	427	オーブンレンジ、30 👯
自動炊飯器	304050	13, 824	1	6	192	5. 5 合
電气公益度	3050	134, 700	1	6	1, 871	ער אין 400 אין
電気冷蔵庫	40	163, 083	I	0	2, 265	500 ใน
電気掃除機	304050	11, 907	1	6	165	紙パック式
電气光湿地	30	44, 070	1	6	612	6. 0kg
電気洗濯機	4050	74, 480		0	1, 034	8. 0kg
ガステーブル	304050	17, 064	1	6	237	2口、魚焼き付
カセットコンロ	4050	1, 890	1	6	26	
トースター	304050	2, 680	1	6	37	
電気アイロン	304050	4, 083	1	6	57	
電気ポット	304050	1, 800	1	6	25	電気ケトル、1 ツッ゚
ホットプレート	304050	9, 480	1	6	132	
ミシン	50	11, 664	1	6	162	
小計		30 代世帯			3, 672	
			40 代世帯	_	4, 598	
			50 代世帯		4, 366	

3)冷暖房用機器

「ルームエアコン」は、賃貸物件なのですでに設置されており不要とした。その他の暖房器具は所有が 分散しているため、世帯構成をもとに「電気ストーブ」や「ホットカーペット」を所有させた。

表 15 冷暖房器具の算定

品目	世帯	合意価格	所持数	使用年数	月価格	備考	ı

注 2) 所持数が「一」のものは、合意形成会議の結果、算定しなかったことを示す。以下同様。

ルームエアコン	304050	_	_	_	_	賃貸なので不要
電気ストーブ	30	3, 980 -	1	6	55	リビング用
	40 50		2	0	111	子ども部屋用
石油ストーブ	304050	_	1	1	_	電気ストーブで算定
ガスストーブ	304050		1	1	_	電気ストーブで算定
電気こたつ	304050	_	1	1	_	電気ストーブで算定
ファンヒーター	304050	_	1	1	_	電気ストーブで算定
ホットカーペット	4050	9, 698	1	6	135	夫婦寝室用、3畳用
扇風機	304050	2, 480	1	6	34	
加湿器	30	14, 132	1	6	196	
除湿機	304050		0		0	
小計		30 代世帯			286	
		40	40、50 代世帯			

注)所持数が「0」のものは、持ち物財調査の結果から、必需品として認定しなかったものを示す。以下同様。

4)居間・寝室用家具

表 16 居間・寝室用家具の算定

品目	世帯	合意価格	所持数	使用年数	月価格	備考	
整理ダンス	304050	29, 900	1	15	166	ハイチェスト	
〃(子ども用)	4050	6, 990	2	15	78	ローチェスト	
洋服ダンス	50	29, 900	1	15	166		
シングルベッド	40	11, 815	1	8	123	中学生	
フラグルベット	50	11, 010	2	0	246	中学生、高校生	
ソファーベッド	304050		0		0		
カラーボックス(ラック)	30	1, 200	2	3	67	2-3 段	
77 1 77 (7 7 7 7)	4050	1, 200	3	3	100	7 2-3 权	
小計			30 代世帯				
			40 代世帯				
			50 代世帯		756		

5) 応接・書斎用家具

表 17 応接・書斎用家具の算定

品目	世帯	合意価格	所持数	使用年数	月価格	備考
ソファー	304050	_	0	_	0	
座り机(ちゃぶ台)	304050	_	_	_	_	洋式食卓セットで算定
腰掛机・学習机	30	26, 790	1	15	149	小学校入学時に購入
接掛机・子首机	40 50	20, 790	2	10	298	小子仪八子时に無八

本棚・本箱	4050	6, 990	1	15	39		
/l> = ⊥			30 代世帯		149		
小計		40	0、50 代世	######################################	337		

6)食堂用家具

表 18 食堂用家具の算定

品目	世帯	合意価格	所持数	使用年数	月価格	備考
食器戸棚	304050	14, 900	1	15	83	
洋式食卓セット	304050	24, 900	1	15	138	
小計		30、	40, 50代	世帯	221	

7)室内装飾品

表 19 室内装飾品の算定

品目	世帯	合意価格	所持数	使用年数	月価格	備考
掛(柱)時計	304050	999	1	8	10	
目覚まし時計	4050	999	1	8	10	
照明器具	304050	1			1	賃貸なので不要
電気スタンド	50	1, 999	1	3	56	スタンドライト
カーペット	304050		0	_	0	
カーテン	30	2, 000	4	3	222	間取りから決定
	4050	2, 000	3	ა	167	间取りから次定
座布団	50	990	2	2	83	
こたつ布団・カバー	304050		0	-	0	
花瓶	4050	999	1	5	17	
小計		30 代世帯			233	
		40 代世帯			204	_
		50 代世帯		342		

8)寝具類

表 20 寝具類の算定

品目	世帯	合意価格	所持数	使用年数	月価格	備考
敷布団	30	5, 990 -	3	4 -	374	
数111 回	4050	0, 990	4		499	
〃(子ども用)	30	1, 979	1	4	41	未就学児用
シーツ	304050	999	8	2	333	
掛け布団	30	3, 990	3	4	249	
	4050	3, 990	4		333	

〃 (子ども用)	30	1, 279	1	4	27	未就学児用
ふとんカバー	304050	999	4	2	167	
タオルケット	304050	1, 000	4	2	167	
毛布	304050	1, 990	4	3	221	
まくら	304050	999	4	3	111	
まくらカバー	304050	399	4	2	67	
\/\ = T		30 代世帯			1, 756	
小計		4(40、50 代世帯			

9)家事雑貨

表 21 家事雑貨の算定

品目	世帯	合意価格	所持数	使用年数	月価格	備考
ごはん茶わん	304050	299	4	2	50	
湯のみ茶わん	30	199	4	2	33	
ありか栄わん	4050	199	6	۷	50	
蒸し茶わん	304050	1	0	1	0	
どんぶり	30	299	2	2	25	
(C N N 9	4050	299	4	2 -	50	
	30		4		83	
コーヒーカップ	40	499	5	2	104	カップ&ソーサー
	50		6		125	
マグカップ	30	299	3	2	37	
	40 50	299 F	4	۷	50	
吸い物わん	304050	199	4	2	33	
	30		10		83	
洋皿類	40	199	15	2	124	
	50		20		166	
	30		4		50	
大きな皿・鉢	40	299	6	2	75	
	50		7		87	
	30		7		58	
小さな皿・鉢	40	199	10	2	83	
	50		12		100	
コップ	30	199	8	2	66	
 	40 50	199	10		83	
スプーン	30	100	8	0	66	
	40 50	199	10	2	83	

 フォーク	30	199	8	2	66	
	4050		10		83	
ナイフ	30	246	4	5	16	
7 1 2	4050	240	5	0	21	
水筒	3040	2, 000	2	5	67	- 500ml
八门	50	2, 000	3	3	100	3001111
	30	平均 1, 285	2		43	幼 1199 円、小 1371 円
〃(子ども用)	40	1, 371	2	5	46	小、中
	50	1, 3/1	1		23	中
きゅうす	304050	799	1	2	33	
砂糖入れ	304050	108	1	5	2	
しょうゆ差し	304050	108	1	5	2	
弁当箱(ランチジャー)	304050	998	4	5	67	子ども用も値段同じ
7 v°	3040	100	10	5	22	0.個長…1.000円
タッパ ー 	50	133	11	5	24	2 個セット 266 円
盆	304050	616	1	5	10	
なべ	304050	1, 990	3	5	100	直径 20cm
フライパン	304050	3, 490	2	5	116	直径 20cm
やかん	304050	799	1	5	13	
米びつ	304050	799	1	5	13	容量は 6kg
洗いおけ	50	399	1	5	7	
水切りかご・ざる	304050	108	2	4	5	
42 11	30	100	3	5	5	
ボール	4050	108	4	5	7	
台所用はかり	304050	1, 028	1	5	17	
包丁・ナイフ	304050	2, 047	2	5	68	
まな板	304050	399	1	5	7	
すり鉢・すりこぎ	50	873	1	5	15	
たわし	4050	83	1	1	7	
スポンジ	304050	104	6	1	52	2か月に1個
おろし器	304050	307	1	5	5	
ふきんかけ	304050	_	0	_	0	
はし・菜ばし	304050	99	6	5	10	
しゃもじ	304050	102	2	5	3	
> +./	30	00	3	4	15	F + 1 200 FF
ふきん	4050	60	5	1	25	5 枚セット 300 円
フライ返し	304050	108	1	5	2	

泡立て器	304050	108	1	5	2	
物干しざお	304050	セット 2, 000	2	5	67	竿 1500 円ハンガ- 500 円
ポリバケツ	304050	216	1	5	4	
くずかご	30	498	3	5	25	タ並是に一つ
\ 9 \(\) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	4050	490	4	5	33	各部屋に一つ
洗濯用バケツ・かご	304050	498	1	5	8	
ホース	304050			1		じょうろで代用
タオル	304050	108	20	1	180	
バスタオル	304050	498	4	1	166	
電球	304050	199	4	1	66	間取りから決定
 蛍光灯	30	1, 500	3	3	125	間取りから決定
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	4050	1, 500	4	5	167	2 本セット 24-28 w
裁縫箱	304050	1, 480	1	5	25	セット価格、裁ちばさみ込
裁ちばさみ	304050	_	_	_		裁縫箱で算定
アイロン台	304050	799	1	5	13	
ドライバー	304050	1, 000	1	15	6	セット価格
のこぎり	50	1, 077	1	15	6	
金づち	304050	587	1	15	3	
空気入れ	304050	1, 200	1	5	13	
じょうろ	304050	398	1	5	7	
	30		2		10	
鉢・プランター	40	298	3	5	15	
	50		4		20	
玄関マット	4050	1, 953	1	3	54	
懐中電灯	304050	500	1	5	8	
傘立て	304050	599	1	5	10	
スコップ	304050	108	1	5	2	移植ゴテ
バスマット	304050	799	2	2	67	
洗面器	304050	199	1	5	3	
			30 代世帯		2, 154	
小計			40 代世帯		2, 502	
			50 代世帯		2, 641	

10) 家事用消耗品

表 22 家事用消耗品の算定

	品目	世帯	合意価格	所持数	使用年数	月価格	備考
--	----	----	------	-----	------	-----	----

ポリ袋(枚)	3050	18	10		180	山口市指定 45 巛
かり扱 (収)	40	10	15		270	
ラップ (本)	304050	200	1		200	
ちり紙(枚)	304050	_	0		0	
ティッシュペーパー(箱)	304050	60	3		180	5 箱入り 298 円
トイレットへ゜ーハ゜ー(ロール)	30	50	8		400	6巻入り 298 円
γη <i>υ</i> γγιν -/ν - (μ- <i>ιν</i>)	4050	50	10		500	0 合八 9 230 円
台所洗剤(本)	304050	250	1		250	
トイレ用洗剤(本)	304050	200	1		200	
住宅用洗剤(本)	304050	200	1		200	風呂用洗剤含む
	30		2		428	49g(4.5kg)*30回
洗濯洗剤(本・個)	40	214	2. 5		535	58g(6kg)*35 回
	50		3		642	58g(6kg)*40 回
漂白剤(本)	304050	169	0. 5		85	
防虫剤(個)	304050	_	0		0	
殺虫剤 (本)	304050	_	0	_	0	
トイレ芳香剤(個)	304050		0		0	
小計			30 代世帯			
		40 代世帯			2, 420	
			50 代世帯		2, 437	

注)使用年数が□のものは、消耗品として1か月間の消費量を「所持数」として算定している。以下同様。

(5)被服および履物の算定

1)被服・履物

被服・履物・身の回り用品のうち、背広、礼服、オーバーコート、ジャケット(替上着)、靴(以上、男性)。 喪服一式、フォーマルドレス、ワンピース、オーバーコート、ジャケット(以上、女性)などの外出用品目の価格については、「人前に出て恥をかかないように」最低価格を避けて、最多・標準価格を、それ以外の品目については、最低価格を基準に用いて試算した。

女性について「スラックス」、「ジャンパー」は所有率が比較的低いが、名称が多様であり、それぞれに 類するものは所有していると判断し、計上することとした。また、「スラックス」については、ジーンズ やチノパンなどが品目から抜けていたため、それらを代表させることとして数量を調整した。

表 23 被覆・履物の算定

品目	世帯	合意価格	所持数	使用年数	月価格	備考
男子						
ゆかた	304050	_	0	_	0	
背広※	3040	20 000	2	1	1, 167	夫
月瓜米	50	28, 000	3	4	1, 750	夫、大学生

礼服※	304050	39, 000	1	5	650	夫
オーバーコート※	304050	19, 000	1	4	396	夫
レインコート	304050	_	0	_	0	
\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	30	10 500	1		219	
) ジャケット(替上着)※	4050	10, 500	2	4	438	夫
71,0° \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	30	0.000	2	4	125	夫
チノハ゜ン ・ ジーンズ	4050	2, 990	4	4	249	夫、中 or 大
〃(子ども用)	30	479	3	4	30	幼
半ズボン	30	2, 149	2	2	179	夫
十人ホン	4050	2, 149	۷	4	358	夫、中 or 大
〃(子ども用)	30	299	3	2	37	幼
パーカー	30	1, 990	2	2	166	夫
/ / /3	4050	1, 550	2	۷	249	夫、中 or 大
〃(子ども用)	30	679	2	2	57	幼
ワイシャツ	3040	1, 900	3	2	238	夫
71777	50	1, 500	4	۷	317	夫、大
	30		3	_	269	夫
長袖シャツ	40	2, 149	6	2	537	夫、中
	50		7		627	夫、大
	30		3		269	夫
半袖シャツ	40	2, 149	6	2	537	夫、中
	50		7		627	夫、大
ポロシャツ	3040	2, 149	3	2	269	夫
WH 2 K 2	50	۷, ۱۹۵	4	۷	358	夫、大
	30		2		166	夫
セーター・ カーテ゛ィカ゛ン	40	2, 990	3	3	249	夫、中
	50		4		332	夫、大
〃(子ども用)	30	979	1	3	27	幼
	30		3		135	夫
肌着シャツ(冬)	40	540	5	1	225	夫、中
	50		6		270	夫、大
〃(子ども用)	30	146	3	1	37	幼
┃ ┃肌着シャツ(夏)	30	295	4	1	98	夫
	4050	200	8	1	197	夫、中 or 大
〃(子ども用)	30	146	4	1	49	幼
Tシャツ	30	1, 080	5	2	225	夫
	4050	1, 000	10		450	夫、中 or 大

〃(子ども用)	30	198	5	2	198	幼
20 20	30	7 100	1		300	夫
ジャージ	4050	7, 188	2	2	599	夫、中 or 大
	30	1 000	2	0	166	夫
トレーナー	4050	1, 990	4	2	332	夫、中 or 大
〃(子ども用)	30	679	2	2	57	幼
(° > .) \	30	295	5	5	25	夫、幼
パンツ	4050	290	10	o o	49	夫、中 or 大
ステテコ(ズボン下)	304050	_	0	_	0	
パジャマ(夏)	50	1, 990	2	2	165	夫
〃 (子ども用)	30	374	2	2	31	幼
パジャマ (冬)	4050	1, 980	2	2	165	夫
〃(子ども用)	30	748	2	2	62	幼
スリッパ	50	380	1	1	32	夫
サンダル	304050	598	2	2	50	夫、幼 or 中 or 大
靴※	3040	10, 800	2	2	900	夫
11170	50	10, 600	3	2	1, 350	夫、大
	30	1, 069			45	幼
長靴	40	2, 689	1	2	112	夫
	50	2, 009			112	^
 運動靴・スニーカー	30	3, 990	2	2	325	夫
建到机 7- //	4050	3, 990	4	2	650	夫、中 or 大
〃 (子ども用)	30	2, 689	2	2	224	幼
 靴下	30	245	5	2	51	夫
半心 1、	4050	240	10	2	102	夫、中 or 大
手袋	304050	790	2	1	132	夫、幼 or 中 or 大
	30		4		317	夫
ネクタイ	40	1, 900	5	2	396	<u> </u>
	50		6		475	夫、大
マフラー	304050	1, 000	2	2	83	夫、幼 or 中 or 大
バンド・ベルト	30	998	2	2	83	夫
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	4050	390	3		125	夫。中 or 大
女子						
喪服一式※	304050	33, 000	1	5	550	洋服含む、妻
訪問着	304050	_	0	_	0	
婦人着物	304050	_	0	_	0	
ゆかた	304050	_	0	_	0	

フォーマルト゛レス※	304050	12, 800	1	5	213	妻
	30		1		204	
ワンピース※	40 50	9, 800	2	4	408	妻
オーバーコート※	304050	12, 900	1	4	269	妻
レインコート	304050	_	0	_	0	
ジャケット※	304050	9, 000	2	4	375	妻
	30		3		250	±
スカート	40	3, 000	4	3	333	妻
	50		7		583	妻、高
〃(子ども用)	3040	578	3	3	48	/]\
7 = /2 7	3040	2, 990	3	1	187	ズボン類含む、妻
スラックス	50	2, 990	6	4	374	ズボン類含む、妻、高
〃(子ども用)	3040	679	2	4	28	ズボン類含む、小
	30		1		83	玉
ジャンパー	40	3, 980	2	4	166	妻
	50		3		249	妻、高
〃(子ども用)	3040	1, 980	2	4	83	/]\
	30		2		54	妻
ブラウス	40	980	3	3	82	亥
	50		6		163	妻、高
〃(子ども用)	3040	979	1	3	27	/]\
	30		4		163	玉
T シャツ・ ポロシャツ	40	980	5	2	204	妻
	50		10		408	妻、高
〃(子ども用)	3040	879	5	2	183	/]\
트 >	30	980	6	0	245	妻、小
長袖・半袖シャツ	4050	900	7	2	286	妻、高
	30		3		165	
セーター・カーディカン	40	1, 980	4	3	220	妻
	50		7		385	妻、高
〃(子ども用)	3040	979	2	3	54	/]\
182111	3040	1 200	5	1	500	事
パンツ	50	1, 200	6		600	妻
,, (スピ+田)	3040	380	5	1	158	/]\
〃(子ども用)	50	980	6	 	408	高
ブラジャー	30	2, 500	4	2	417	妻
)	4050	۷, کاران	5	۷	521	女

〃(子ども用)	50	980	5	2	204	高
(3 2 3/13/	30		4		193	
シャツ(肌着)	40	580	5	1	242	妻
	50		10		483	 妻、高
〃(子ども用)	3040	359	4	1	120	/]\
(-)	3040		2	_	165	妻
パジャマ(夏)	50	1, 980	4	2	330	
〃(子ども用)	3040	489	2	2	41	/]\
0.28 - (47.)	3040	1 000	2	0	165	妻
パジャマ(冬)	50	1, 980	4	2	330	妻、高
〃(子ども用)	3040	1, 279	2	2	107	/]\
30 1. 30	3040	7 100	1	0	300	妻
ジャージ	50	7, 188	2	2	599	妻、高
〃(子ども用)	3040	1, 579	1	2	66	/]\
11 4 77	3040	1 000	2	0	165	妻
トレーナー・ スエット	50	1, 980	4	2	330	妻、高
〃(子ども用)	3040	679	2	2	57	/]\
スリッパ	50	380	1	1	32	妻
サンダル	3040	1 500	2	2	125	妻
1	50	1, 500 -	4	2	250	妻、高
〃(子ども用)	3040	998	2	2	83	/]\
	30		2		449	妻
靴・ブーツ	40	5, 389	3	2	674	女
	50		5		1123	妻、高
長靴(子ども用)	3040	1, 069	1	2	45	/]\
┃ ┃運動靴・スニーカー	3040	3, 121	2	2	260	妻
是到北 N- 7	50	0, 121	4		520	妻、高
〃(子ども用)	3040	2, 689	2	2	224	小
こま下駄・草履	304050	_	0	_	0	
	30		3		40	
ハ゜ンティストッキンク゛	40	160	4	1	53	妻
	50		5		67	
ソックス	304050	300	10	2	125	妻、小 or 高
スカーフ	304050	_	0	_	0	
手袋	304050	980	2	1	163	妻、小 or 高
ベルト	3040	1, 500	1	2	63	妻、小
77.1	50	1, 000	2		125	妻、高

エプロン	304050	1, 000	3	1	250	妻、小 or 高
			30 代世帯		15, 157	
小計		40 代世帯			18, 288	
			50 代世帯		22, 411	

注)※印の品目は、人前に出ても恥ずかしくないものを着用していると考えて、最多・標準価格を基礎に算定。

2) クリーニング代

少なくとも年1回は「背広」、「礼服」、「オーバーコート」(以上男性)、「喪服一式」、「フォーマルドレス」、「ワンピース」、「オーバーコート」(以上女性)についてクリーニングに出すことを想定した(ただい喪服一式については洋服を想定)。クリーニング代はインターネットにより山口市大内地区の店舗を調査した。

表 24 クリーニング代の算定

品目	世帯	合意価格	所持数	月価格	備考				
男子									
背広	3040	720	2	120					
月瓜	50	720	3	180					
礼服	304050	960	1	80					
オーバーコート	304050	1, 000	1	83					
女子									
喪服一式	304050	960	1	80	洋服で算定				
フォーマルドレス	304050	700	1	58					
	30	500	1	42					
ワンピース 	40 50	500	2	83					
オーバーコート	304050	1, 000	1	83					
小計		30 代t	世帯	547					
		40 代t	世帯	588					
		50 代t	世帯	648					

(6)保健医療費の算定

1)保健医療費

保健医療費については、生活実態調査で「医療費」(病院での窓口負担や医薬品の購入費、年額)を訪ねており、各年代の回答者の平均額(月額)は、30代世帯 4,788 円、40代世帯 6,414 円、50代世帯 7,655円であった。ここで平均額を用いたのは、「下から3割」のルールを適用することによって、医療におけるナショナル・ミニマムを達成することが困難になる可能性があるからである。

2)保健医療用品

表 25 保健医療用品の算定

品目	世帯	合意価格	所持数	使用年数	月価格	備考
体重計	304050	3, 121	1	6	43	
救急箱・救急セット	304050	2, 560	1	5	43	
小計		30、	40, 50代1	世帯	86	

(7)交通・通信費の算定

1)交通費(ガソリン代)

交通費のうち、自宅から勤務先までの費用は通勤手段によって大きな違いが生ずる。生活実態調査結果で主な通勤手段をみると、30代~40代世帯では、自家用車の利用が7割、50代世帯では、8割を占める。また、30代~50代世帯で、自家用車を「生活の必需品」とする回答が9割を超えるため、自動車を必需品とした。なお、各世帯モデルの妻がパートタイマーとして勤務している場合の通勤手段は、30代世帯では自転車、40代および50代世帯では軽自動車とした。また、子どもの通学(園)手段と費用については、幼稚園児については、親が徒歩ないし自転車で送迎し、小・中学生については徒歩通学、高校生・大学生については自転車通学を想定することとした。

これらのことから、ガソリン代については、生活実態調査結果をもとに1世帯当たりの月額を **30 代世帯で月額 10,000 円、40 代および 50 代世帯月額 12,000 円**(2 台分)とした。

2)交通用具·諸経費

1自動車関係

自動車の種類と保有率を年代別にみると、30 代で軽自動車 (660cc 以下) の保有率が 61.7%、小型自動車 (660 超 2000cc 以下) 36.1%、普通自動車 (2000cc 超) 72.7%、40 代で軽自動車の保有率が 56.9%、小型自動車 38.2%、普通自動車 68.2%、50 代で軽自動車の保有率が 55.2%、小型自動車 53.6%、普通自動車 57.7%であるが、当該世帯モデルの状況を考慮して、30 代世帯は小型自動車 1 台、40 代世帯は普通自動車 1 台+軽自動車 1 台、50 代世帯は小型自動車 1 台の保有とした。

自動車関係費の試算に際しては、中古自動車を取得するものとし、購入時点の使用済み年数は7年、購入後の使用年数を6年(ただし、購入後3回目の車検直前に手放す)とした。「使用済み年数を7年、使用年数を6年」としたのは、一般社団法人自動車検査登録情報協会「車種別の平均使用年数推移表」と軽自動車検査協会「軽自動車の平均使用年数推移表」によれば、普通自動車の平均使用年数が12.53年(2015年3月末)、軽自動車の平均使用年数が14.03年(2015年)であること、自動車の場合、新車登録から初回車検の有効期間が3年間、2回目以降の車検有効期間が2年間であることを考慮したためである。中古自動車の取得価格については、インターネットのWebサイトで上記の条件を満たすと思われる山口市内で購入できる車の販売価格を調べた。

自動車を購入すれば、消費税をはじめ取得税、重量税や自動車税・軽自動車税、自賠責保険料がかかる し、車検料金などの整備費用も必要となる。整備費用については、Web サイトや自動車整備工場に対する 価格調査等にもとづき算定した。自動車保険(任意保険)についても、契約内容を想定して、Web サイト の調査結果にもとづき設定した。

表 26 自動車関係(取得·税金等)

	軽自動車		小型自動車		普通自動車	
費目	価格	合計金額	価格	合計金額	価格	合計金額
車両価格(車検基本料込み)	570, 000	570, 000	560, 000	560, 000	850, 000	850, 000
税(①~⑤)の計		193, 870		414, 720		438, 970
①消費税(8%、取得時)	45, 600	45, 600	44, 800	44, 800	68, 000	68, 000
②リサイクル料(取得時)	9, 250	9, 250	10, 580	10, 580	11, 630	11, 630
③(軽)自動車税(毎年)	7, 200	43, 200	34, 500	207, 000	34, 500	207, 000
④重量税(1年分)	3, 300	19, 800	12, 300	73, 800	12, 300	73, 800
⑤自賠責保険料(1 年分)	12, 670	76, 020	13, 090	78, 540	13, 090	78, 540
小計		763,870		974,720		1,288,970

表 27 自動車関係 (整備費用)

自動車種別				軽自	動車	小型	自動車	普通	自動車
想定年	想定年間走行距離			年 3, 000km		年 12, 000km		年 12, 000km	
費目	交換時期	部品代	工賃	回数	金額	回数	金額	回数	金額
エンジンオイル	10, 000 km	3, 000	1, 000	2	8, 000	7	31, 500	7	31, 500
オイルフィルター	10, 000 km	1, 500		2	3, 000	7	10, 500	7	10, 500
バッテリー交換	4年間ごと	6, 000	1, 000	1	7, 000	1	11, 000	1	11, 000
冷却水交換	10 万km	3, 250	2, 100	0	0	1	6, 600	1	6, 600
スパークプラグ	5万km	2, 300	4, 000	0	0	2	17, 200	2	17, 200
ヘッドライトバルブ	切れたら	2, 000	1, 000	1	3, 000	2	6, 000	2	6, 000
夏用タイヤ	4万km	14, 000		0	0	1	20, 000	1	24, 000
冬用タイヤ	3万km	22, 000		1	22, 000	2	64, 000	2	72, 000
冬⇔夏タイヤ交換	年2回		6, 000	12	72, 000	12	72, 000	12	72, 000
エアコンフィルター	車検時	5, 000	1, 500	2	13, 000	2	13, 000	2	13, 000
ファンベルト	5万km	3, 000	5, 000	0	0	2	16, 000	2	16, 000
ブレーキフルード	車検時	2, 000	2, 500	2	9, 000	2	9, 000	2	9, 000
フロントブレーキパッド	40, 000 km	7, 000	5, 000	0	0	2	24, 000	2	24, 000
リアブレーキシュー	80, 000 km	4, 000	9, 100	0	0	1	13, 100	1	13, 100
ワイパーブレードラバー	年1回	2, 000		6	12, 000	6	12, 000	6	12, 000
上記各消費税合計(8%)					11, 920		26, 072		27, 032
車検基本料等	2年ごと		23, 000	2	46, 000	2	46, 000	2	46, 000
車検料消費税(8%)	2年ごと		1, 840	2	3, 680	2	3, 680	2	3, 680
印紙代	2年ごと			2	2, 200	2	2, 400	2	2, 400
小計				2	12,800		104,052	4	17,012

注)回数、金額はともに6年間の合計。

表 28 自動車関係の交通用具・諸経費の算定(まとめ)

#	30 代世帯	40 代世帯	50 代世帯	
費 目	小型自動車	普通+軽自動車	小型+軽自動車	
車両・税	974, 720	2, 052, 840	1, 738, 590	
整備・車検	404, 052	629, 812	616, 852	
任意保険料	185, 160	297, 600	492, 900	
小計	1,563,932	2,980,252	2,848,342	
月あたり価格	21,721	41,392	39,560	

注)任意保険料については対人賠償:無制限、対物賠償:無制限、人身傷害:3000万円、車両保険:なし。20-0等級を基本とし、30代世帯については30歳以上補償、40代世帯については35歳以上補償、50代世帯については軽自動車のみ年齢を問わず補償するものとして試算した。

さらに、賃貸住宅に居住して自家用車を保有する場合、通常駐車場代がかかる。また、山口市大内地区ではアパート・マンションの家賃に駐車場代が含まれることも多いが、職場での駐車場代の個人負担分などが考えられる。生活実態調査によれば、30代 \sim 50代世帯で駐車場代を答えているものは計 78世帯で、その1か所当たりの平均駐車場代は月額4,000円台であったことから、**駐車場代として4,000円**を支出するものとした。

2自動車関係以外

表 29 自動車以外の交通用具の算定

品目	世帯	合意価格	所持数	使用年数	月価格	備考
ミニハ イク(~125cc)	304050	_	0	_	0	
バイク(125cc 以上)	304050	_	0	_	0	
	30	40, 834	1		1, 701	妻
自転車	40	12, 980	1	2	541	中
	50	12, 980		1, 082	高、大	
』 (子ども用)	30	16, 000 -	2	2	1, 333	幼、小
" (子とも用)	40	10, 000	1		667	小
ヘルメット	40	2, 681	1	3	74	中
〃(子ども用)	30	1 700	2	3	99	幼、小
" (丁とも用)	40	1, 700	1, 780	S	49	/]\
			30 代世帯		3, 134	
小計			40 代世帯		1, 331	
			50 代世帯		1, 082	

3)通信費

通信費については、(3)光熱・水道費と同様に、総務省「平成 26(2014)年全国消費実態調査」を用い、2018年12月時点における「山口市消費者物価指数」を考慮して算定する。

30代~50代世帯モデルの場合、「平成26年全国消費実態調査」(二人以上世帯のうち勤労者世帯)より、世帯類型別・年間収入階級別の1世帯当たり1カ月間の通信費(全国)および山口県の同じ世帯類型別1世帯当たり1カ月間の当該支出額を用いて年収別に推計した(表30)。

表 30 山口県における1世帯当たり1か月間の通信費の推計(単位:円、全国消費実態調査より)

世帯の左門向は沈然	400 万円以上 500 万円未満	500 万円以上 600 万円未満	500 万円以上 600 万円未満
世帯の年間収入階級 	(30 代世帯)	(40 代世帯)	(50 代世帯)
通信費(全国)	17, 745	18, 292	18, 775
"(山口県)	18, 347	18, 912	19, 412
同物価上昇率を加味	17,613	18,156	18,635

注) 世帯の年間収入階級については、前掲表 12 と同じ。通信費はスマートフォンや電話機などの機器代を含む。なお、2014 年(年平均指数=1)に比べた通信費の物価指数を 0.96 として計算した。

(8)教育費の算定

まず、幼稚園児から高校生の教育費については、文部科学省「平成 28(2016)年度子供の学習費調査」(隔年調査)にもとづき算定する。学年(年齢)別学習費支出状況の結果から、次の条件を満たす「支出者平均額」(各経費を支出した者の平均額)を積算して求めた。①支出率(各経費を支出した者の比率)が原則 7割以上(例外 65%超)の費目を算定する。②制服を除き、対象学年層(年齢層)のうち過半数の年齢区分で支出率が原則 7割未満(例外 65%以下)の費目は算定から外す(たとえば、3~5歳であれば2つ以上の年齢区分で原則 7割以上の支出率でなければ算定から外す。小学 3・4 年であれば両学年とも原則 7割以上の支出率でなければ算定から外す)。制服は 1 年時にかかった費用の 3 分の 1 とした。③「給食費」・「通学費」・「スポーツ・レクリエーション活動」・「教養・その他」費目は、支出率が原則 7割以上であっても、食費や交通費あるいは教養娯楽費などで算定するので、教育費から外す。④傘や雨かっぱなどの「通学用品費」・家庭内学習費の「物品費」なども、身の回り用品や家具・家事用品費などと重複する場合には、算定から外す。

なお、文部科学省「子供の学習費調査」では各費目の細かな内訳の支出率や金額が不明のため、教育費の推計は概算とならざるを得ない。よって、その推計に際しては、物価指数を加味して調整せずに 2016 年度調査の費用をそのまま計上する。

表 31 幼稚園(公立)の教育費の算定 月あたり=8.917円

	3 歳	4 歳	5 歳	1年当たりの
項目	支出率	支出率	支出率	支出者平均額
学習費総額				107,000
学校教育費 小計				99, 000
授業料	99. 1	94. 7	93. 1	66, 000
修学旅行・遠足・見学費	64. 8	73. 8	76. 4	3, 000
PTA会費	99. 2	97. 3	97. 4	5, 000
その他の学校納付金	91. 8	87. 3	89. 0	5, 000
学用品・実験実習材料費	90. 1	86. 4	75. 9	9, 000

その他	96. 0	90. 8	89. 2	11, 000
学校外活動費 小計				8, 000
図書費	61. 8	68. 0	66. 0	8, 000

表 32 小学生(公立・中学年)の教育費の算定 月あたり=2,958円

	第3学年		第4学年		1 学年当たりの
項目	支出率	支出者 平均額	支出率	支出者 平均額	支出者平均額
学校教育費 計		35, 000		36, 000	35,500
修学旅行・遠足・見学費	86. 1	3, 000	90. 3	4, 000	3, 500
学級・児童会・生徒会費	71. 1	7, 000	68. 6	7, 000	7, 000
PTA会費	100. 0	3, 000	100. 0	4, 000	3, 500
その他の学校納付金	78. 5	2, 000	74. 8	2, 000	2, 000
学用品・実験実習材料費	99. 8	17, 000	99. 1	15, 000	16, 000
その他	80. 1	3, 000	78. 5	4, 000	3, 500

表 33 中学生(公立)の教育費の算定 月あたり=35,917円

	第1学年	第2学年	第3学年	1 学年当たりの
項 目	支出率	支出率	支出率	支出者平均額
学習費総額				431,000
学校教育費 小計				125, 000
 修学旅行・遠足・見学費	81. 1	82. 0	86. 0	30, 000
学級・児童会・生徒会費	88. 5	85. 3	85. 7	5, 000
PTA会費	96. 2	98. 6	97. 8	4, 000
その他の学校納付金	87. 1	85. 1	84. 5	7, 000
学用品・実験実習材料費	100. 0	99. 0	96. 7	20, 000
表科外活動費 教科外活動費	90. 9	84. 1	79. 0	37, 000
 制服	93. 3	31. 2	38. 8	17, 000
その他	84. 3	49. 6	61. 6	5, 000
字校外活動費 小計				306, 000
図書費	67. 7	66. 0	82. 9	12, 000
	57. 9	67. 8	80. 4	294, 000

表 34 高校生(公立)の教育費の算定 月あたり=18,139円

	第1学年	第2学年	第3学年	1学年当たりの
項目	支出率	支出率	支出率	支出者平均額

学校教育費 計				217,667
修学旅行・遠足・見学費	79. 4	97. 0	52. 5	46, 000
学級・児童会・生徒会費	100. 0	99. 3	97. 3	14, 000
PTA会費	100. 0	100. 0	100. 0	7, 000
その他の学校納付金	100. 0	99. 7	99. 7	29, 000
教科書費・教科書以外の図書費	95. 9	85. 5	85. 7	24, 000
学用品・実験実習材料費	99. 5	92. 5	93. 6	20, 000
教科外活動費	83. 8	78. 5	68. 0	58, 000
制服	92. 5	37. 7	28. 8	19, 667

大学生の教育費は、日本学生支援機構『平成 28(2016)年度学生生活調査』(隔年調査)を用いる。自宅から国公立大学の昼間部に通う大学生では、授業料 500,400 円+その他学校納付金 11,300 円+修学費 46,000 円+課外活動費 45,500 円=603,200 円 (年額)で、月あたり 50,267 円。ただし、この調査では、入学金(料)が除外されているので、国立大学の入学金 282,000 円を加算し(月あたり 5,875 円)、合わせると 56,142 円となった。

表 35 各世帯の教育費の算定(まとめ)

	30 代世帯	11, 875	幼、小
小計	40 代世帯	38, 875	小、中
	50 代世帯	74, 281	高、大

(9)教養娯楽費の算定

1)教養娯楽耐久財

表 36 教養娯楽耐久財の算定

品目	世帯	合意価格	所持数	使用年数	月価格	備考
カラーテレビ	304050	26, 800	1	5	447	32 ∜、子ども部屋なし
ラジオ		_	0		0	
ラジカセ		_	0	_	0	
DVD(BD)プレイヤー		34, 130	1	5	569	
HDD レコーダー		_	0	_	0	
携帯音楽プレイヤー		_	0		0	
カメラ・デジカメ		21, 384	1	5	356	コンパクトデジカメ
ビデオカメラ		29, 472	1	5	491	
プリンター		13, 977	1	5	233	スキャナ機能なし
ハ゜ソコン (デスクトップ)		_	_	_	_	ノート PC で算定
ハ゜ソコン (ノート)		79, 800	1	4	1, 663	
小計		30、	40、50代	世帯	3, 759	

2)書籍・他の刊行物

日刊新聞については、山口県地域で購読世帯が過半を占める山口新聞の価格を、書籍については、統計 資料に掲載されている平均価格を用いた。

表 37 書籍・他の刊行物の算定

品目	世帯	合意価格	所持数	使用年数	月価格	備考
日刊新聞	50	3, 093	1		3, 093	山口新聞
書籍	30	900	0. 5		450	
音箱	4050	900	1		900	
			30 代世帯		450	
小計			40 代世帯		900	
			50 代世帯		3, 993	

3) 教養娯楽用品

水着については、余暇や趣味のための道具(スポーツ用品)として、それらを代表して計上することと した。

表38 教養娯楽用品の算定

品目	世帯	合意価格	所持数	使用年数	月価格	備考
水着(男性用)	3040	1, 980	1	2	83	夫
小有(为注用)	50	1, 900	2	۷	165	夫、大
〃 (子ども用)	3040	980	2	2	82	幼 and 小 or 小 and 中
水着(女性用)	3040	2, 900	1	2	121	妻
小有(女性用)	50	2, 900	2	۷	242	妻(他スポーツ用品)、高
〃 (子ども用)	3040	980	1	2	41	/]\
テレビゲーム機	304050	_	0	_	0	
携帯ゲーム機	304050	28, 800	1	5	480	ニンテント゛ースイッチ中古
ゲームソフト	304050	4000	2	3	222	中古
USB メモリー	3040	1, 000	2	2	83	16GB
	50	1, 000	3	۷	125	TOUD
切り花	304050	_	0	_	0	
小計		30	30、40 代世帯			
			50 代世帯			

4)教養娯楽サービス

日帰り行楽については、都会と異なり日帰りで出掛ける場所があまりないため、の生活実態調査の結果を加味しながら 30 代世帯で 3 か月に 2 回、1 回あたりの費用 5,000 円(月あたり 3,333 円)、40 代世帯で 1 か月に 1 回、1 回あたり 5,000 円(月あたり 5,000 円)、50 代世帯で 2 か月に 1 回、1 回あたり 3,000 円(月あたり 1,500 円)の支出とした。50 代世帯については、夫婦二人で出掛けるものと想定している。

1泊以上の旅行については、30代、40代世帯については長崎・ハウステンボスなどに旅行に行くこと

を想定し、50 代については夫婦で山陰地方へ旅行することを想定した。費用については生活実態調査の結果を加味して **30 代世帯で年 1 回、1 回あたり 5.0 万円(月あたり 4,167 円)、40 代世帯で年 1 回、1 回あたり 6.0 万円(月あたり 5,000 円)、50 代世帯で年 1 回、1 回あたり 3.0 万円(月あたり 2,500 円)**を支出するとした。

生活実態調査で休日(余暇)の過ごし方については、30代世帯については子どもが小さく、週末は近場にでかけることを想定。40代世帯については子どもが大きくなり以前ほど家族ででかけることは減少したが、子ども同士で遊びに行く際の費用が必要であることを想定した。50代世帯については、子ども同士で映画を見に行く際にも山口市内では映画館がなく、交通費等が必要であることを考慮した。余暇費用については、生活実態調査の結果を加味して30代世帯で月4回、1回あたり2,000円(月あたり8,000円)、40代世帯で月4回、1回あたり1,000円(月あたり4,000円)、50代世帯で月4回、1回あたり3,000円(月あたり12,000円)とした。

5) NHK 受信料等

NHK 受信料(月あたり 1,260 円)、インターネット接続料(月あたり 4,000 円、ケーブルテレビ契約込み)を計上した。

(10) 理美容費の算定

1)理美容品

表 39 理美容品の算定

品目	世帯	合意価格	所持数	使用年数	月価格	備考
ヘアドライヤー	304050	3, 915	1	6	54	
電気カミソリ	304050	3, 375	1	6	47	
歯ブラシ(本)	304050	185	4		740	
ヘアブラシ	304050	598	3	3	50	
カミソリ(個)	3040	198	1		198	
	50	190	3		594	
化粧石鹸(個)	304050	63	1		63	3個191円
シャンプー(本)	3040	298	1. 5		447	
	50	290	2. 5		745	
リンス・トリートメント(本)	3040	298	1. 5		447	
	50	290	2. 5		745	
	30		1. 5		368	
ボディシャンプー(本)	40	245	2		490	
	50		3		735	
	30		1. 0		138	
歯磨き粉(本)	40	138	1. 5		207	
	50		2		276	
化粧クリーム(個)	304050	700	0. 5	_	350	

化粧水(本)	304050	880	0. 5	440	
口紅(本)	304050	1, 000	0. 3	300	
乳液(本)	304050	880	0. 5	440	
ファンデ゛ーション(個)	304050	1, 215	0. 3	365	
			30 代世帯	4, 446	
小計			40 代世帯	4, 638	
			50 代世帯	5, 944	

2)理美容サービス

理髪料など理美容サービス費については、山口市内の理容店および美容院組合に所属している理美容店の価格調査、各世代への聞き取り調査、Webサイトに提供されている理美容利用に関する調査をふまえ、合意形成会議を経て、以下のように利用頻度と価格を算定した。

表 40 理美容サービスの算定

	頻度	合意価格	月価格	備考
夫	2か月に1回	1, 200 円	600円	
妻 (30代)	2か月に1回	4, 500 円	2, 250 円	カットのみ
妻(40代、50代)	2か月に1回	平均 7, 250 円	3, 625 円	半数はカラーなどで1万円
幼稚園児		0円	0円	家でカット
小学生(女)	3か月に1回	1, 200 円	400円	前髪は家でカット
中学生(男)	2か月に1回	1, 200 円	600円	
高校生(女)	3か月に1回	2, 400 円	800円	前髪は家でカット
大学生(男)	2か月に1回	3, 500 円	1, 750 円	
		30 代世帯	3, 250	夫、妻(30代)、幼、小
小計		40 代世帯	5, 225	夫、妻(40代)、小、中
		50 代世帯	6, 775	夫、妻(50代)、高、大

(11)身の回り用品の算定

表 41 身の回り用品の算定

品目	世帯	合意価格	所持数	使用年数	月価格	備考
	30		3		88	- 11 - 21
傘	40	700	4	2	117	
	50		5	-		夫、妻、高、大
〃(子ども用)	30	599	2	0	50	幼、小
" (子とも用)	40	099	1	۷	25	/]\
	30		1		52	夫
雨がっぱ	40	2, 480	3	4	155	夫、妻、中
	50		4			夫、妻、高、大

	30		2		42	幼、小
〃(子ども用)	40	- 999	 1	4	21	·····································
│ │旅行用スーツケース	304050	4, 980	1	5	83	
3/(137/3/- 77	3040	.,	1		43	夫
ショルダーバッグ(男)	50	2, 560	2	5	85	 夫、大
	3040		2		100	妻
ショルダーバッグ(女)	50	3, 000	3	5	150	
	3040		2		99	夫、妻
ハンドバッグ	50	2, 970	3	5	149	 夫、妻、大
ショッヒ゜ンク゛ハ゛ック゛	304050	500	2	5	17	
	30		2		67	 夫、妻
リュックサック・テ゛ィハ゜ック゛	40	2, 000	3	5	100	 夫、妻、中
	50	-	4		133	 夫、妻、高、大
(- 1 	30	平均 1, 500	2	-	50	幼1000円、小2000円
〃(子ども用)	40	2, 000	1	5	33	/J\
						本来の使用年数は5年
ランドセル	3040	56, 160	1	6	780	であるが、実情に合わ
						せて6年にした
	30		2		97	夫、妻
財布	40	2, 900	3	5	145	夫、妻、中
	50		4		193	夫、妻、高、大
腕時計(男性用)	3040	- 980	1	10	8	夫
加时引(为注用)	50	900	2	10	16	夫、大
腕時計(女性用)	3040	1, 900	1	10	16	妻
成时间(女庄/T)	50	1, 300	2	10	32	妻、高
指輪	304050	_	_	_	_	結婚指輪以外は無し
ネックレス	304050	2, 000	2	10	33	妻
イヤリンク゛・ピアス	304050	_	0	_	0	
	30	_	2		167	夫、妻
帽子	40	1, 000	3	1	250	夫、妻、中
	50		4		333	夫、妻、高、大
〃(子ども用)	30	700	2	1	117	幼、小
(јСол)	40	999	1	'	83	/]\
ハンカチ	304050	280	12	1	280	
			30 代世帯		2, 186	
小計			40 代世帯		2, 404	
			50 代世帯		2, 637	

(12) その他の消費支出の算定

1)自由裁量費

自由裁量費(=こづかい)については、これまでの算定では計上しなかった教養娯楽費としての切り花代やオーディオ関係など、また、飲食費としての喫茶店でのコーヒー代などを、こづかいとして一括してここに計上した。これは、手持ち財調査では保有率が分散していて7割には満たないが、個々人の趣味など、価値の多様性を考慮したものである。その額として、夫婦それぞれ月6,000円、大学生・高校生は月5,000円、中学生は月3,000円、小学生・幼稚園児は月2,000円とする。

表 42 自由裁量費の算定

		月価格	備考
夫		6,000円	
妻		6,000円	
幼稚園児		2, 000円	
小学生		2,000円	
中学生		3, 000円	
高校生		5,000円	
大学生		5,000円	
	30 代世帯	16, 000 円	夫、妻、幼、小
小計	40 代世帯	17, 000 円	夫、妻、小、中
	50 代世帯	22, 000 円	夫、妻、高、大

2)冠婚葬祭費

生活実態調査結果をふまえ、合意形成会議を経て、各世帯で以下のように算定した。

表 43 冠婚葬祭費の算定

	結婚式			孝	 月価格小計		
	頻度	1回の費用	月価格	頻度	1回の費用	月価格	万川川省から
30 代世帯	1年に1回	4 万円	3, 333 円	0 回	_	_	3, 333 円
40 代世帯	3年に1回	4 万円	1, 111 円	2年に1回	3千円	125 円	1, 236 円
50 代世帯	5年に1回	5 万円	833 円	1年に1回	3千円	250 円	1, 083 円

3)お中元・お歳暮

生活実態調査では、30代世帯、40代世帯は「送らないことにしている」がそれぞれ 51.9%、48.1%と一番多かったが、50代世帯については「毎年決まって送っている」が 43.0%と一番多かった。このことから 50代世帯のみ年 2回、1回あたり5千円(月あたり833円)を支出することとした。

4) プレゼント費用

見舞金やお年玉・クリスマスや誕生日等のプレゼント費用については、下から 3 割の基準で 30 代世帯 が年 2.5 万円、40 代世帯 3.0 万円、50 代世帯 2.0 万円の結果となったが、標準偏差が 4 万円近くありかなりばらつきが見られた。そのため中央値を基準に 30 代世帯 3.0 万円(月あたり 2,500 円)、40 代世帯

4.0 万円(月あたり 3,333 円)、50 代世帯 4.0 万円(月あたり 3,333 円)を支出することとした。

5) 忘年会等

忘年会や新年会、歓迎会について昨年の参加回数を調べたところ、年代で差は見られず「1回」、「2回」の回答が大半を占めた。聞き取り調査の結果、**忘・新年会、歓送迎会のうち夫婦で各1回。合計年2回は出席し、居酒屋で1回5.000円支出することにした。月あたり833円であ**る。

6)共益費

共益費については、必要な物件と必要ではない物件があるが、生活実態調査をもとに 30 代~50 代世帯 モデル共通で月額 2000 円とした。

7)自治会費

自治会費については、居住場所であるや山口市大内地区の実態から月あたり500円とした。

8)その他会費

スポーツなどの**趣味の年会費などを想定し、夫婦それぞれ年間で 3,000 円(夫婦合計で月あたり 500 円)**を計上した。

9)組合費

夫の労働組合費(月額)については所得(所定内給与:月額)の 1%を目安に、妻については各年代共通で月800円として、**30代世帯モデル3,400円、40代世帯モデル3,900円、50代世帯モデル4,100円**と算定した。

(13) 予備費の算定

その他、**予備費として、消費支出の1割**を計上する。これは、個々人の多様性を考慮したものである。 たとえば、エネルギー消費量は、同じ年齢層でも身長や体重によって違いが生じるし、消費支出の内容や 額も、心身の健康状態や障害の有無・程度により異なるからである。

(14)非消費支出

夫婦の賃金設定をもとに各家族モデルの非消費支出(社会保険料と税額)を算出する。

1)社会保険料(年金・健康・雇用保険料)

夫以外の家族構成員は夫の扶養家族であるから、社会保険料負担が生じるのは夫と 20 歳以上の大学生 (国民年金保険) である。

①年金(厚生年金と国民年金)保険料

厚生年金保険料額表 (2018 年 9 月分適用)より、厚生年金保険料率は 18.3% (うち労働者負担分= 9.15%)で、各世帯モデルの標準報酬月額と労働者負担分の保険料(年)は下記の通りである。なお、一時金(ボーナス)の保険料は、一時金額(1,000 円未満切り捨て)に保険料率を乗じた額である。また、大学生の場合、20歳になると、国民年金保険料の納入義務が生じる(ここでは、学生納付特例制度を利

用しないものとし、大学生は 20 歳または 21 歳とする)。2018 年度国民年金保険料は月額 16,340 円である。

30 代世帯モデル:標準報酬月額 260,000 円、保険料(年)=23,790 円×12 カ月=285,480 円、一時金分の保険料(年)62,220 円、**計 347,700 円**

40 代世帯モデル:標準報酬月額 310,000 円、保険料(年)29,280 円×12 カ月=351,360 円、一時金分の 保険料(年)83,265 円、**計 434.625 円**

50 代世帯モデル:標準報酬月額 330,000 円、保険料(年)31,110 円×12 カ月=373,320 円、一時金分の保険料(年)91,500 円、大学生の国民年金保険料(年)=16,340 円×12 カ月=196,080円、計 **660.900 円**

2健康保険料

全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険料額表(山口県、2018年3月分~適用)により、健康保険料率は10.18%(うち労働者負担分=5.09%)と11.75%(40歳以上65歳未満は介護保険料を含む、労働者負担分=5.875%)で、各世帯モデルの標準報酬月額と労働者負担分の保険料(年)は下記の通りである。なお、一時金(ボーナス)の保険料は、一時金額(1,000円未満切り捨て)に保険料率を乗じた額である。

30 代世帯モデル:標準報酬月額 260,000 円、保険料(年)=13,234 円×12 カ月=158,808 円、一時金分の保険料(年)34,612 円、**計 193.420 円**

40 代世帯モデル:標準報酬月額 310,000 円、保険料(年)=18,800 円×12 カ月=225,600 円、一時金分の保険料(年)53,462 円、**計 279,062 円**

50 代世帯モデル:標準報酬月額 330,000 円、保険料(年)19,975 円×12 カ月=239,700 円、一時金分の 保険料(年)58,750 円、**計 298.450 円**

③雇用保険料

2018 年度の雇用保険料率は 0.9% (うち労働者負担分=0.3%) で、保険料は賃金総額(年収)に保険料率を乗じた額である。よって、各世帯モデルの労働者負担分の保険料は下記の通りである。なお、妻については年収で 80 万円と設定しており、1 週間の所定労働時間が 20 時間未満の雇用保険対象外者であるとした。

30 代世帯モデル:保険料(年) 11,400 円 40 代世帯モデル:保険料(年) 13,890 円 50 代世帯モデル:保険料(年) 14,880 円

4社会保険料合計額

30 代世帯モデル: 552,520 円(月あたり 46,043 円) 40 代世帯モデル: 727,577 円(月あたり 60,631 円)

50 代世帯モデル: 974.230 円(月あたり81.185 円、大学生の国民年金保険料を含む)

2)稅(所得稅・住民稅)額

夫以外の世帯構成員は夫の扶養家族であるから、税(所得税と住民税)負担が生じるのは夫のみである。

1所得税

所得税額は、夫の年収(給与)から給与所得金額を計算し、そこから社会保険料控除・配偶者控除(38万円)・扶養控除(38万円、特定扶養親族は63万円)・基礎控除(38万円)を差し引いた金額に税率(5%~45%)を乗じた額から一定額(0円~4,796,000円)を差し引いた額である。ここでは、社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・基礎控除以外に所得控除はなく、寄附金等の税額控除もないものとし、妻・高校生・大学生は、それぞれ控除対象配偶者・控除対象扶養親族(16歳以上)・特定扶養親族(19歳以上23歳未満)に該当するものとする。なお、復興特別所得税額として、基準所得額(ここでは所得税額)に2.1%の税率を乗じた額が加算される(復興特別所得税は、2013年1月1日~2037年12月31日の25年間課税、税額の計算方法は、国税庁のWebサイトによる)。各世帯モデルの所得税額と復興特別所得税額は下記の通りである。

30 代世帯モデル: 夫の年収 3,800,000 円の場合、給与所得金額は 2,500,000 円、所得控除額=社会保険料 (552,520 円) +配偶者控除 (380,000 円) +基礎控除 (380,000 円) =1,312,520 円、給与所得金額 2,500,000 円 − 所得控除額 1,312,520 円=1,187,480 円≒1,187,000 円

所得税額=1,187,000 円×税率 0.05=59,350 円

復興特別所得税額=所得税額 59,350 円×0.021=1,246.35 円≒1,246 円、計 60,596 円(月あたり 5,049 円)

40 代世帯モデル: 夫の年収 4,630,000 円の場合、給与所得金額は 3,162,400 円、所得控除額=社会保険料 (727,577 円) + 配偶者控除 (380,000 円) +基礎控除 (380,000 円) =1,487,577 円、

給与所得金額 3, 162, 400 円一所得控除額 1, 487, 577 円=1, 674, 823 円≒1, 674, 000 円

所得税額=1,674,000 円×税率 0.05=82,350 円

復興特別所得税額=所得税額 82,350 円×0.021=1,729.35 円≒1.729 円、**計 84,079 円(月あたり 7,006** 円)

50 代世帯モデル: 夫の年収 4,960,000 円の場合、給与所得金額は 3,428,000 円、所得控除額=社会保険料 (974,230 円) + 配偶者控除 (380,000 円) +扶養控除 (380,000 円+630,000 円) +基礎控除 (380,000 円) =2,744,230 円、

給与所得金額 3, 428, 000 円 - 所得控除額 2, 744, 230 円 = 683, 770 円 \Rightarrow 683, 000 円 所得税額= 683, 000 円 \times 税率 0. 05= 34, 150 円

復興特別所得税額=所得税額 34, 150 円×0. 021=717. 15≒717 円、計 34.867 円(月あたり 2.905 円)

②住民税(市民税と県民税)

市民税と県民税は、均等割と所得割からなる。均等割額は所得にかかわらず一定額が課税され、山口市の市民税額は3,500円、山口県の県民税額は2,000円である。

所得割額(2018年度)は、前年中(2017年1月~12月)の夫の年収(給与)から給与所得金額を計算し、そこから社会保険料控除・配偶者控除(33万円)・扶養控除(33万円、特定扶養親族は45万円)・基礎控除(33万円)を差し引いた金額に税率(市民税6%、県民税4%)を乗じた額から調整控除額を差し引いた額である。所得税額の算定と同様に、上記以外に所得控除はなく、寄附金等の税額控除もないもの

とし、妻・高校生・大学生は、それぞれ控除対象配偶者・控除対象扶養親族(16歳以上)・特定扶養親族(19歳以上23歳未満)に該当するものとする。なお、夫の前年の収入は、2018年と同額として算定する(税額の計算方法は、山口市のWebサイトによる)。各世帯モデルの住民税額は下記の通りである。

30 代世帯モデル: 夫の年収 3,800,000 円の場合、給与所得金額は 2,500,000 円、所得控除額=社会保険料(552,520 円) + 配偶者控除(330,000 円) + 基礎控除(330,000 円) =1,212,520 円、

給与所得金額 2,500,000 円一所得控除額 1,212,520 円=1,287,480 円≒1,287,000 円

課税所得金額(1,287,000円)が200万円以下で、所得税と市民税・県民税の人的控除の差額が76万円 -66万円=10万円であるから、

市民税の調整控除額=100,000 円×0.03=3,000 円、

県民税の調整控除額=100,000 円×0.02=2,000 円となる。よって、

市民税の所得割額=1,287,000 円×0.06-調整控除額3,000 円=74,220 円≒74,200 円

県民税の所得割額=1,287,000 円×0.04-調整控除額2,000 円=49,480 円≒49,400 円

均等割額(市民税+県民税) 5,500円、計 129,100円(月あたり 10,758円)

40 代世帯モデル: 夫の年収 4,630,000 円の場合、給与所得金額は 3,162,400 円、所得控除額=社会保険料(727,577 円) + 配偶者控除(330,000 円) + 基礎控除(330,000 円) =1,387,577 円、

給与所得金額 3, 162, 400 円 - 所得控除額 1, 387, 577 円 = 1, 774, 823 円 ≒ 1, 774, 000 円

課税所得金額(1,774,000円)が200万円以下で、所得税と市民税・県民税の人的控除の差額が76万円 -66万円=10万円であるから、上記30代と同様に、市民税の調整控除額3,000円、県民税の調整控除額2,000円となる。よって、

市民税の所得割額=1,774,000 円×0.06ー調整控除額3,000 円=103,440 円=103,400 円 県民税の所得割額=1,774,000 円×0.04ー調整控除額2,000 円=68,960 円=68,900 円

均等割額(市民税+県民税) 5,500円、計 177,800円(月あたり14.816円)

50 代世帯モデル: 夫の年収 4,960,000 円の場合、給与所得金額は 3,428,000 円、所得控除額=社会保険料 (974,230 円) + 配偶者控除 (330,000 円) +扶養控除 (330,000 円+450,000 円) +基礎控除 (330,000 円) =2,414,230 円、

給与所得金額 3, 428, 000 円 - 所得控除額 2, 414, 230 円 = 1, 013, 770 円 ≒ 1, 013, 000 円 課税所得金額(1, 013, 000 円)が 200 万円以下で、所得税と市民税・県民税の人的控除の差額が 177 万円 -144 万円=33 万円であるから、

市民税の調整控除額=330,000 円×0.03=9,900 円、

県民税の調整控除額=330,000 円×0.02=6,600 円となる。よって、

市民税の所得割額=1,013,000 円×0.06-調整控除額9,900 円=50,880 円≒50,800 円

県民税の所得割額=1,013,000 円×0.04-調整控除額 6,600 円=33,920 円≒33,900 円

均等割額(市民税+県民税)5,500円、計90,200円(月あたり7,516円)

③税(所得税と住民税)の合計額

30 代世帯モデル: 189.696 円

40 代世帯モデル: 261.879 円

50 代世帯モデル: 125.067 円

(15) **総括** 表 44 山口県山口市在住子育て世帯の最低生計費試算の結果

	30 代夫婦	40 代夫婦	50 代夫婦
	小学 3-4 年·女	中学生・男	大学生・男
	幼稚園・男	小学 3-4 年·女	高校生・女
消費支出	322, 068	395, 586	457, 846
食費	98, 088	111, 379	119, 465
家での食事	74, 441	86, 289	92, 062
外食・昼食	10, 925	11, 275	9, 800
外食・会食	9, 000	9, 500	13, 000
廃棄分	3, 722	4, 314	4, 603
住居費	41, 233	44, 841	44, 841
家賃	40, 000	43, 500	43, 500
保証料	400	435	435
更新料	833	906	906
光熱・水道費	17, 971	18, 713	19, 123
家具・家事用品	10, 827	12, 924	13, 275
家事用耐久財	3, 672	4, 598	4, 366
冷暖房機器	286	280	280
居間・寝室用家具	233	467	756
応接・書斎用家具	149	337	337
食堂用家具	221	221	221
室内装飾品	233	204	342
寝具類	1, 756	1, 896	1, 896
家事雑貨	2, 154	2, 502	2, 641
家事用消耗品	2, 123	2, 420	2, 437
被服・履物	15, 704	18, 876	23, 059
被服・履物	15, 157	18, 288	22, 411
クリーニング代	547	588	648
保健医療費	4, 874	6, 500	7, 741
保健医療費	4, 788	6, 414	7, 655
保健医療用品	86	86	86
交通・通信費	56, 468	76, 879	75, 277
交通費(ガソリン代)	10, 000	12, 000	12, 000

	_	T	
駐車場代	4, 000	4, 000	4, 000
交通用具(車関係)	21, 721	41, 392	39, 560
交通用具(その他)	3, 134	1, 331	1, 082
通信費	17, 613	18, 156	18, 635
教育	11, 875	38, 875	74, 281
教養娯楽費	26, 080	25, 030	30, 246
教養娯楽耐久財	3, 759	3, 759	3, 759
書籍・他の刊行物	450	900	3, 993
教養娯楽用品	1, 111	1, 111	1, 234
日帰り行楽	3, 333	5, 000	1, 500
1 泊以上の旅行	4, 167	5, 000	2, 500
余暇費用	8, 000	4, 000	12, 000
NHK受信料等	5, 260	5, 260	5, 260
理美容費	7, 696	9, 863	12, 719
理美容用品	4, 446	4, 638	5, 944
理美容サービス	3, 250	5, 225	6, 775
身の回り用品	2, 186	2, 404	2, 637
その他	29, 066	29, 302	35, 182
自由裁量費	16, 000	17, 000	22, 000
冠婚葬祭費	3, 333	1, 236	1, 083
お中元・お歳暮	0	0	833
プレゼント費用	2, 500	3, 333	3, 333
忘年会等	833	833	833
共益費	2, 000	2, 000	2, 000
自治会費	500	500	500
その他会費	500	500	500
組合費	3, 400	3, 900	4, 100
非消費支出	61, 850	82, 453	91, 606
所得税	5, 049	7, 006	2, 905
住民税	10, 758	14, 816	7, 516
社会保険料	46, 043	60, 631	81, 185
予備費	32, 200	39, 500	45, 700
最低生計費			
税等抜き月額	354, 268	435, 086	503, 546
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

税等込み月額	416, 118	517, 539	595, 152
税等込み年額	4, 993, 416	6, 210, 468	7, 141, 824

注 1) 消費支出=食費、住居費、光熱・水道、家具・家事用品、被服・履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、その他の総和、予備費=消費支出×10%(100円未満切り捨て)、最低生計費(税抜き)=消費支出+予備費

注 2) 一般的には、正規労働者には「通勤手当」や「住宅手当」が支給されるケースが多い。したがって、そのぶん最低生計費は減額されることになる。もっとも多くの非正規労働者は、企業による福利厚生が用意されていなかったりする。企業の保障から非正規がこぼれ落ちていることは大きな問題である。

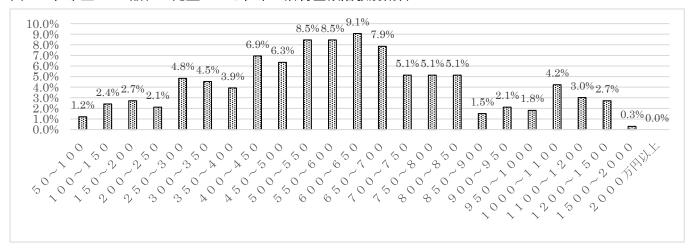
注3)2019年10月の消費増税前の価格で調査しており、消費支出の大部分は支出が増えているものと考えられる。

おわりに一試算の結果からみえるもの

表 44 のように、山口県において子育て世帯が普通に生活するためには、税込み等を含んだ年額だと 30 代世帯モデルで約 500 万円、40 代世帯モデルで約 621 万円、50 代世帯モデルで約 714 万円が、それぞれ必要になることが明らかとなった。

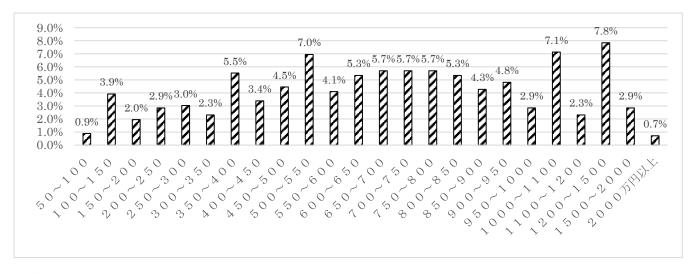
この金額を満たしていない子育て層はどれくらい存在するのだろうか。図 1~3 は、児童のいる世帯の所得金額階級別割合を世帯主の年齢別で示したものである。今回の試算結果と比較すると、30 代世帯モデルでは少なくとも 35%が、40 代世帯モデルでは少なくとも 40%が、50 代世帯モデルでは少なくとも 43%が、それぞれ最低生計費を下回っている。年代が上がることに生計費は上昇していくが、それを満たすことができない世帯は年代が上がるにつれて増大している。この要因はさまざま考えられるが、最も大きな要因が教育費の増大である。後述するように、今回は教育費を低く抑えるような設定での試算であるが、それでも子どもの成長につれて増えていく教育費が家計を圧迫していくのである。子どもにとって進路の選択は、人生における重大な岐路である。その選択にあたって、家庭の経済力が多大な影響を及ぼしていることを深刻に捉えなければならないだろう。子育てを支援する施策の充実が望まれる。

図1 世帯主の30歳代で児童のいる世帯の所得金額階級別割合



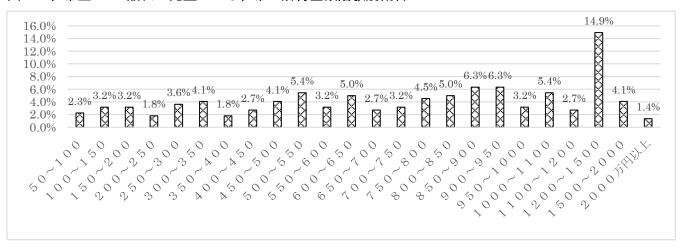
(資料) 厚生労働省「平成30年国民生活基礎調査」

図2 世帯主の40歳代で児童のいる世帯の所得金額階級別割合



(資料) 図1と同じ

図3 世帯主の50歳代で児童のいる世帯の所得金額階級別割合

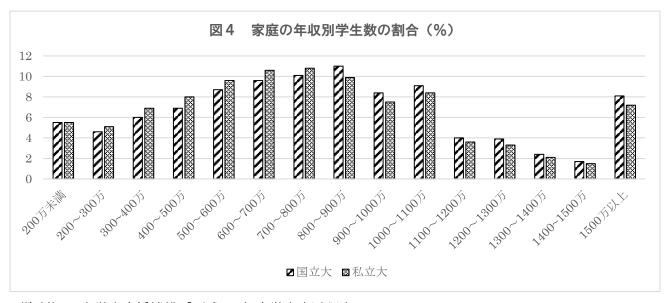


(資料)図1と同じ

また、山口調査における子育て世帯の最低生計費試算では、他の地域とは異なる設定したために、試算結果にいくつかの特徴がみられた。

第一に、子どもの教育費についてである。幼稚園から大学生まですべて公立(国立)の学校に進学するという比較的に学費が安く済む設定だと、他の地域と比較すると 30 代世帯および 50 代世帯で生計費が抑えられた。何をもって「普通」とするのかについては、さまざまな見解があるだろう。今回はすべて国公立という設定であったが、すべて私立の設定に変えれば、当然のことながら教育費は上昇する。「すべて国公立」が普通なのか、「すべて私立」が普通なのか。

ここで注意を要するのは、単純に国公立大学だから教育費が安くて済んでいるとは言い切れない事実である。国立大学に通う学生の家庭の年収は、私立大学に通う学生の家庭の年収よりも高い(図4参照)。 学費の安い国立大学のほうが、年収の低い層が多いように思われがちであるが、国立大学は受験科目が多く、相対的に難関校であるがために、前段で塾や予備校に通わせなければならず、トータルの教育費は 高くなる。したがって、国立大学に通う学生の家庭のほうが生計費が高くなる可能性がある。



(資料) 日本学生支援機構「平成28年度学生生活調査」

第二に、交通費についてである。自家用車については、40 代世帯モデルおよび 50 代世帯モデルで 2 台所有するものとした。これは地方における「1 人に 1 台」という実情にマッチさせた設定である。他の地域のような「一家に 1 台」の設定から、今回の「1 人に 1 台」に設定に変更したことで、約 1 ~ 2 万円ほど交通費が増加した。自動車が一家に自動車が 2 台なければ生活が成り立たないのではあるが、その減らすことができない固定費となった自動車関連費用によって家計が圧迫される状況が垣間見える結果となった。

さいごに、他の地域の調査結果と比較しておこう。表 45 は、今回の山口調査と同様に 2018 年に実施された京都府最低生計費試算調査(以下、京都調査)の子育て世帯の結果一覧である。

表 45 京都府最低生計費試算調査(子育て世帯の結果)

生計費結果	京都市	京都市	京都市
	30 代夫婦と子ども 2 人(幼児・小学生)	40 代夫婦と子ども 2 人 (中学生・小学生)	50 代夫婦と子ども 2 人 (大学生·高校生)
居住面積(賃貸)	$42.5~ extbf{m}^{ extsf{r}}$	47.5 m ²	50 m ²
A消費支出(1~10)	381,075	420,094	553,834
1 食費	112,881	128,228	138,407
2 住居費	63,542	67,708	69,792
3 光熱・水道	18,636	19,405	19,830
4 家具・家事用品	11,520	13,200	13,544
5 被服・履物	13,095	13,538	17,413

6 保健医療	8,440	11,857	12,003
7 交通・通信	53,185	53,707	65,847
8 教育	28,097	38,875	127,847
9 教養娯楽	26,192	26,702	28,879
10 その他	45,487	46,874	60,272
B非消費支出	67,738	87,729	98,402
C予備費	38,100	42,000	55,300
最低生計費(税抜き)A+C	419,175	462,094	609,134
D同上(税込み)A+B+C	486,913	549,823	707,536
同上(税込み) D×12	5,842,956	6,597,876	8,490,432

税等込の年額で比較すると、30代世帯モデルで約85万円、40代世帯モデルで約39万円、50代世帯モデルで約135万円、それぞれ京都調査のほうで生計費が高くなっている。これらの差が生じた要因は、さまざまに考えられる。最も大きな影響を及ぼしたのは、教育費である。先述したように山口調査では「すべて国公立」という設定のため、幼稚園や大学を私立の設定した京都調査との差が生じた(40代世帯モデルの差が比較的小さいのは、学校の設定がともに公立学校だからであろう)。そのほか、住居費は人口の多い京都市のほうが高くなったのに対して、交通費はこれも先に述べたように自動車を2台所有させる設定にした山口市のほうで高くなった。また食費については、もともとの物価の差や、昼食でコンビニ弁当を購入する頻度などで違いがあった。このように設定の違いにより生計費の差が生じている。したがって、両調査結果を単純に比較することには注意を要する。